



《会計・税務の知識》 さあ！遺留分！！

はじめに

我々は自己の財産について自由に処分をする権利を有しており、生前のみならず死亡後の財産の処分についても同様であるとも言えます。しかし、被相続人の生前の財産形成には本人のみならず、相続人などによる貢献もあってこそ成しえたものでもあるとも考えられます。また、被相続人の財産によって生計を立てている相続人などは、被相続人の自由な意思によってのみ財産を処分されることは生計の道を絶たれることとなります。

そこで、民法においては、被相続人の遺産に対する処分について「自由分」と「遺留分」とに分類し、被相続人の遺産を相続することを期待できる一定の相続人について「遺留分」として一定の財産を取得する権利が与えられています。

本稿では、この「遺留分」について触れていきます。

1. 遺留分の帰属（権利者）及びその割合（民1028）

被相続人には自己が所有する財産について、生前及び死亡後にも処分をする権利が認められています。他方、相続人については法定相続分（民900）により、被相続人の財産について一定の割合で承継する権利を有しています（【図解①】参照）。

そこで、被相続人の生前贈与や遺贈などにより相続人が財産を取得する権利が侵害されないように相続人につき一定の割合で最低保障をしたものが「遺留分」となります。

なお、遺留分は兄弟姉妹以外の相続人に限定されているため、兄弟姉妹については自己の相続分が侵害されたとしても遺留分を請求することができないこととなっています。

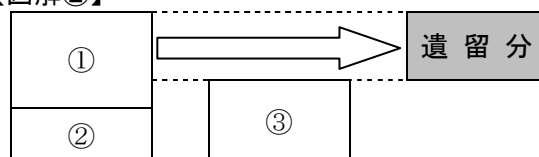
【図解①】

	権 利	割 合
配 偶 者	あ り	$\frac{1}{2}$
直系卑属	あ り	
直系尊属	あ り	$\frac{1}{3}$
兄弟姉妹	な し	

2. 遺留分の算定（民1029、1030）

遺留分は、「①被相続人が相続開始の時において有した財産の価額」に「②被相続人が贈与した財産の価額」から「③債務の全額」を控除して算定がされます（【図解②】を参照）。なお、贈与は当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って行ったものを除き、相続開始前1年間にしたものに限るものとされています（民1030）。

【図解②】



また、共同相続人のうち特別受益（被相続人からの遺贈、生計の資本としての贈与等）を受けた者がある場合には、これを遺留分の計算に反映させる裁判事例もあります。

3. 遺留分の減殺請求（民1031等）

遺留分権利者（遺留分権利者の権利を承継する者を含みます。）は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び「2. 遺留分の算定」の贈与の減殺を請求することにより、現物の返還又は価額弁償（民1041）を受けることができます。

この場合に減殺の対象となる順序は、遺贈からとなります。贈与については、遺贈の減殺後でなければ減殺することができず（民1033）、その減殺は後にされた贈与から順次前の贈与に対してされることとなっています（民1035）。

なお、遺留分権利者が相続の開始及び減殺すべき贈与若しくは遺贈があったことを知った時から1年間行使しないとき又は相続開始の時から10年を経過したときは時効により消滅することとされています。

おわりに

遺留分算定時に合算される贈与財産は相続開始時の価額とされていることが、生前贈与を阻害する要因ともなっています。これは遺留分の放棄制度などが活用し難いこともあり、これには特別法により手当てがされています。（担当：羽藤）